

令和8年8月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年8月31日(月) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本庁舎4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	猶木 悟	1 1 番	白尾 親昭
2 番	大重 孝司	1 2 番	平 富士夫
3 番	市藺 由美子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	市野 たつ子 (欠席)	1 4 番	宮原 千年
5 番	長野 洋一 (欠席)	1 5 番	森山 良久
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	橋本 好文
7 番	三宅 利秋	1 7 番	松元 信道
8 番	扇藺 弘行	1 8 番	山下 妙子
9 番	緒方 清隆	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	内飢 達也 (欠席)		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	新村 秋弘	7 番	福ヶ迫 浩二
2 番	中村 博明	8 番	柚木 利雄
3 番	東村 和人	9 番	小門口 隆
4 番	福元 誠	1 0 番	中尾 和久
5 番	隈原 康男	1 1 番	松永 政裕
6 番	東 裕治	1 2 番	本村 正一

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
06. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
07. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
08. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査 振興係長 振興係主任主査

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長		<p>ただいまから、令和８年８月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、１９名中１６名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p> <p style="text-align: center;">——— 会務報告 ———</p>
議 長		まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 報告〕
		——— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ———
議 長		次に、日程第１、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		<p>それでは、農業委員１１番、農業委員１２番に、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第２ 会議書記の指名 ———</p>
議 長		<p>次に、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の振興係長と〇〇主任主査を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。</p>

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1ページから2ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。

なお、総会資料の2ページの6番が、〇〇委員に関連する議案となっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、大山の、畑が1筆で、面積が423㎡、贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員17番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員17番です。調査報告いたします。令和8年8月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請人は、水稻を2ha以上耕作している兼業農家です。申請地は、実家に隣接しており、今後も野菜等の栽培を計画しているということでした。労働力は1人で、農業用機械は、実家の方に、トラクター、刈払機、管理機等一式揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、引き続き 2 番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町辺川の、田が 2 筆で、合計面積が 2, 3 2 2 m²、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 1 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員 1 3 番です。調査報告いたします。令和 8 年 8 月 2 6 日、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農業用機械は、水田の作業に関する機械は揃っておりますが、コンバインがないので、委託で行うとのことです。労働力は、家族 3 人で、技術は、既に作業をされており、問題ないと思われます。通作距離は、1 4 k m ほどです。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p>
議 長	<p>次に、3 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き 3 番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町白男の、田が 1 筆と畑が 1 筆で、合計面積が 1, 2 9 8 m²、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員 1 0 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員 1 0 番です。調査報告いたします。令和 8 年 8 月 1 9 日、譲受人と申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、申請地を取得し、果樹を栽培するということで、労働力は、本人と妻の 2 人で、トラクター、軽トラックなど、必要な農機具は一式あります。通作距離は、自宅から約 5 0 m で問題はありません。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4 番について、事務局の説明を求めます。</p>

	事務局 <p>それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町白男の、田が1筆で、面積が2,918㎡、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委 員 <p>はい、推進委員10番です。調査報告いたします。令和8年8月19日、譲受人と申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、申請地を取得し、水稻を作付けするという事で、労働力は、本人と妻の2人で、トラクター、田植機、コンバイン等、必要な農機具一式を所有されております。通作距離は、自宅から約200mで問題はありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局 <p>それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇の成年後見人〇〇、申請地は、船津の、田が1筆で、面積が463㎡、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委 員 <p>はい、農業委員15番です。調査報告いたします。令和8年8月17日、申請地を調査し、行政書士と電話で聞き取りを行いました。譲受人は、大口の方でも耕作されており、申請地は、長年不耕作地で、雑草の除去、トラクターでの耕耘がなされ、耕作ができる状況でした。譲受人の労働力は、本人1人で、農業用機械は、トラクター、刈払機を所有し、他の機械は、知り合いからリースすることでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事務局</p> <p>それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田の、田が 1 筆で、面積が 9 7 6 m²、贈与による所有権移転です。 以上で、6 番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員 9 番です。調査報告いたします。令和 8 年 8 月 1 4 日、譲受人の代理人、行政書士立ち合いのもと、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と配偶者の 2 人で、畜産業を営んでおり、農業用機械は、一式揃っております。現在、申請地は若干荒れていますが、定期的に草払いをされており、牧草地としての利用は可能と判断しております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 6 番について、質疑に入ります。 なお、6 番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 それでは、1 番から 5 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 5 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 5 番については、原案のとおり、決定いたしました。 それでは、6 番の関係者、農業委員 7 番の退席をお願いします。</p>
--	--

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>〔委員退席〕</p> <p>6 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、6 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、6 番については、原案のとおり、決定いたしました。</p> <p>農業委員 7 番の着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第 4 議案第 2 号 ———</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 10 番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3 ページから 5 ページでございます。今月の申請件数につきましては、10 件となっております。</p> <p>それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田、田が 1 筆で、面積が 588 m²のうち 150 m²です。権利の内容は、賃借権、農地区分は、第 1 種農地、転用目的は、現場事務所・車両置場で、申請理由は、小山田水道工事（合流槽地盤改良）に伴う現場事務所の設置と車両置場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、一時転用で、期限が令和 8 年 12 月 28 日までとなっており、工事完了後、農地に復元することを許可書の条件に付します。また、第 1 種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、農業委員 7 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であります。第 1 種農地の不許可の例外である一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 2, 4 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が市道、北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件および特記事項は、工事完了後、農地に復元すること（令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで）です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、田が 1 筆で、面積が 6 4 7 m²です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、建設資材の供給不足により資材を少しでも多く確保するため、資材置場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、工事の完了報告があった日から 3 年間 6 か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 1 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、農業委員 1 8 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 4 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道と宅地、西が県道と宅地、南が県道と里道、北が田と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転</p>

委員	<p>用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、畑が2筆で、合計面積が451㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、事業用地として高い評価を得ているため、事務所の店舗用地（1区画）として造成したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地837-3の宅地298.00㎡と一体利用で、全事業面積が749.00㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約400mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、蒲生町上久徳、畑が1筆で、面積が530㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己住宅を建築したいとのことです。</p> <p>参考資料の16ページに、面積超過の理由書が添付されております。内容としましては、県道及び市道側の境界に高低差のある</p>

	事務局	既存擁壁があるため敷地の有効活用ができず、また、分筆しても農地として効率的な活用ができない旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、推進委員 1 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、推進委員 1 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約 3 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道、西が市道、南が公衆用道路、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長		次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、5 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が 1 筆で、面積が 8 2 1 m ² です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（4 区画）を計画し、販売したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地 4 7 9 8－3 の宅地 2 6 4．5 5 m ² と一体利用で、全事業面積が 1，0 8 5．5 5 m ² となります。 以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、農業委員 1 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、農業委員 1 8 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 3 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道と里道、南が市道と宅地、北が里道と宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可

委員	<p>基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、畑が1筆で、面積が202㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、山林で、申請理由は、販売用しいたけ原木を植樹するためとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約300mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が公衆用道路、西が用悪水路、南が山林、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆で、面積が626㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、当社資材置場として利用するとのことです。</p> <p>こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員 8 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に約 3 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が用悪水路、西が市道、南が公衆用道路、北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、8 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が 1 筆で、面積が 2 7 2 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、職場から近い申請地に一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地 3 9 2 7－6 6 の宅地 5 3．6 2 m²と一体利用で、全事業面積が 3 2 5．6 2 m²となります。</p> <p>参考資料の 3 2 ページに、始末書が添付されております。内容として、以前、申請地の地目が宅地で、解体と同時にトイレのあった場所を埋めるため、セメントで固めた旨の経緯が記載されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員 1 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 4 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が宅地、南が田と宅地、北が農道です。申請実現の確実性として、自己資金証明・融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準</p>

議 長	<p>委 員</p> <p>の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇の成年後見人〇〇、土地の所在は、西餅田、畑が2筆で、合計面積が588㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（5区画）をして地域活性化を図りたいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地549-2の宅地771.63㎡、548-2の宅地311.53㎡と一体利用で、全事業面積が1,671.16㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約10mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と雑種地、南が市道と宅地、北が市道と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、脇元、田が1筆で、面積が428㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、グループホームで、申請理由は、障がい者共同生活援助事業所（グループホーム）を建築したいとのことです。</p>

事務局	<p>こちらの申請は、隣接地 6 2 3 - 1 の宅地 3 5 6 . 7 4 m²と一体利用で、全事業面積が 7 8 4 . 7 4 m²となります。</p> <p>また、こちらの申請は、令和 8 年 8 月 5 日付で 5 条の許可書が交付されておりますが、譲受人の会社名を間違っグループ会社名にしていたため、今回、許可書を取消し、再度、申請を行っていることを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員 1 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約 1 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が国道、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 0 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔農業委員 1 4 番より〕</p> <p>議案第 2 号の 2 番、譲受人〇〇の件について、質問いたします。</p> <p>参考資料 7 ページに計画平面図がありますが、西側に県道との既存の 3 m の橋がありまして、今回の申請で、南側に 6 m の橋を要望されるということで、〇〇土地改良区にも来ていました。〇〇土地改良区としては、西側の橋を取り壊せば、南側の 6 m の橋を認めるということで回答してありますが、その辺りの経緯はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>意見書の方で、進入路については、6 m の橋を新設する場合、既存の 3 m の橋を撤去すること、または、水路使用願いを別途必ず申請することと書いてあります。</p> <p>それに基づいて計画を行うということ、現地調査の時に、説明を受けております。</p>

	<p>委員 [農業委員 14 番より]</p> <p>再度、質問いたしますが、〇〇土地改良区としては、既存を壊すのであれば、新設の 6 m を認めると、その旨を書き出して出したと思いますが、それで通していただかないと、今までの沿線の用水路の上空通過については、そのような形で許可していますので、統一見解としてお願いします。</p>
議 長	<p>事務局 許可書の方に、その旨記載して許可したいと考えますので、そのような対応で行います。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>——— 日程第 5 議案第 3 号 ———</p> <p>次に、日程第 5、議案第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。</p> <p>1 番から 44 番について、事務局からの説明を求めます。</p>
議 長	<p>事務局 議案第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の 6 ページをご覧ください。</p> <p>契約の始期は、令和 8 年 10 月 1 日を予定しております。契約件数につきましては、契約期間ごとに、3 年間で 2 件、5 年間で 24 件、10 年間で 4 件、20 年間で 1 件、変更に伴う残存期間が 1 件となっております。契約の詳細につきましては、7 ページから 9 ページをご確認ください。9 ページの最後に合計を記載しておりますが、新規契約が計 43 筆、合計面積 44, 245 m²、耕作者変更による契約筆数が 1 筆、合計面積が 1, 894 m²となっております。</p> <p>また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。</p>

	<p>事務局</p> <p>なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地44筆中36筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。</p> <p>議事参与についてです。資料8ページの37番が〇〇委員、38番が〇〇委員、39番が〇〇委員、9ページの40番から44番が〇〇委員に関連する議案となっておりますが、本日、〇〇委員、〇〇委員が欠席のため、〇〇委員、〇〇委員の2人が対象となります。</p> <p>つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から44番について、質疑に入ります。</p> <p>なお、39番から44番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑、採決いたします。</p> <p>まず、1番から38番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委 員</p> <p>〔質疑・意見なし〕</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から38番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委 員</p> <p>〔賛成多数〕</p> <p>賛成多数により、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から38番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>次に、39番の関係者、農業委員6番の退席をお願いします。</p> <p>〔委員退席〕</p>

議 長	<p>それでは、３９番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３９番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、３９番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員６番の着席をお願いします。</p> <p>次に、４０番から４４番の関係者、農業委員７番の退席をお願いします。</p> <p>〔委員退席〕</p> <p>それでは、４０番から４４番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、４０番から４４番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第３号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、４０番から４４番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員７番の着席をお願いします。</p>

<p style="text-align: center;">——— 日程第6 ———</p>	
議 長	<p>次に、日程第6、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。</p> <p>別紙、農用地利用集積等促進計画の認可および公告について鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和8年8月17日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和8年9月1日で、契約の概要が2ページ、明細が3ページから5ページになりますのでご確認ください。4ページの最終行になりますが、新規契約の合計が22筆、31,898㎡、5ページが耕作者変更分で、合計4筆、面積が4,799㎡となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
<p style="text-align: center;">——— 日程第7 ———</p>	
議 長	<p>次に、日程第7、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。別紙、合意解約（8月分）をご確認ください。今月は、1件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、離農による解約となっております。補足ですが、対象地は、〇〇〇〇が借り受けるとのことで、契約の準備中となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>

議 長	<p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p> <p>———— 日程第 8 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第 8、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。</p>
委 員	<p>〔農業委員 6 番より〕</p> <p>○農業者年金・農業新聞購読加入推進グループより報告</p>
議 長	<p>事務局からは、何かありませんか。</p>
事務局	<p>〔特になし〕</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして、令和 8 年 8 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____